

法令適用事前確認手続 回答書

令和8年7月6日

弁護士法人リーガルプロフェッション

高田 英典 殿

国土交通省物流・自動車局

貨物流通事業課貨物流通経営戦略室長

令和8年3月17日付文書（以下「本照会書」という。）をもって照会のあった件については、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった内容について、Y社の倉庫でY社の商品を保管することは、「倉庫業」には該当せず、登録も不要となるが、X社がY社の倉庫をX社の名義の倉庫として借り上げた場合は、「倉庫業」に該当すると考えられる。

また、Z社から依頼された生産用空缶等の保管をする場合は、「倉庫業」に該当する営業にあたるため、A倉庫は登録が必要となるが、X社は、Y社工場へ缶飲料等の生産に必要な空き缶等を供給する業務の付随業務として、Z社から生産用空缶を一時的に預かる場合は、貨物の保管行為は当該業務の付随に過ぎないため、登録は不要となると考えられる。

2 当該事実が照会法令の適用対象となる可能性があることに関する見解及び根拠

倉庫業とは、寄託を受けた物品の滅失・毀損を防ぎ、その状態を維持して保管することに対して対価を得る営業をいい、倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

本照会書には業務の概要として、Y社で生産した商品をY社が所有する倉庫でX社に保管させる業務とZ社から預かった生産用空缶等の保管をする業務が記載されていた。Y社が自社の製品をY社の倉庫に保管することは、自家倉庫での保管に該当するため、倉庫業法第2条第2項に定める倉庫業に該当しないと考えられる。一方で、これがA倉庫をX社が借り上げてX社の名義の倉庫としてY社の荷物を有償で預かる場合は、寄託行為に該当するため、倉庫業の登録が必要になると考えられる。

また、Z社から預かった生産用空缶等の保管をする業務については、商品の保管をZ社からY社に委託して、保管・管理・荷役にかかる費用を払うことになっているため、寄託を受けた物品を倉庫で預かることになり、倉庫業に該当するものと考えられるが、照会書に記載はないものの、X社は、Y社工場へ缶飲料等の生産に必要な空き缶等を供給する業務の付随業務として、Z社から生産用空缶を一時的に預かっているのであれば、貨物の保管行為は当該業務の付随に過ぎないため、倉庫業には該当せず、登録は不要になると考えられる。

なお、一時的な保管業務であるため、倉庫業には該当しないと照会書に記載されているが、当該保管がどの程度の期間保管するのかが明記されていないため、一時的な保管か否か判断することはできない。

個別具体の倉庫業の登録要否に係るご相談については、最寄りの地方運輸局及び運輸支局へ問い合わせいただきたい。